第十二　障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十三　障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四　障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に改める。

第十五　厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ハの(4)の(二)中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第十六　障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十七　障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十四号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に改める。

第十八　厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム（平成十八年厚生労働省告示第五百三十五号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に改める。

第十九　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第二十一　厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に、「第八十九条第四項」を「第八十九条第二項」に改める。